

大宜味村

農業委員会だより

耕作された元気な畑から村の未来が見えます。



平成27年7月1日(水)
編集・発行 大宜味村農業委員会
☎0980-44-3477

農業委員会 7月予定表

日/(曜日)	内容
10日(金)	各種申請締切日
17日(金)	第11回執行部会
27日(月)	第11回農業委員総会

全国農業新聞

購読料：月額700円
年間購読8,400円
発行：毎週金曜日
申込み：農業委員会事務局

全国農業図書は、農業委員や農業者のための図書です。

農地や農業経営、農政などに関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業をはじめたい人、農業や食に関心を持つ人のための書籍などを取り揃えています。書籍を通じて農業分野の人づくり、経営づくり、地域づくりを支援しています。

主な取り扱い図書等 = 書籍・リーフレット・DVD

- ・農業委員会の制度・運営関係
- ・構造政策・農地流動化・経営基盤強化(法)関係
- ・農地・農地法。農振関係
- ・農業法人関係
- ・経営関係(青色申告、税、簿記、雇用、経営全般)
- ・担い手育成関係(認定農業者、家族経営協定、新規就農、検定試験)
- ・経営構造対策・地域活性化関係
- ・農業者年金関係
- ・農政関係・その他
- ・食農教育関係
- ・農業技術・病虫害・雑草・鳥獣関係
- ・全国農業新聞関係

全国農業会議所が出版している書籍をご紹介します♪



全国農業会議所とは

農業・農業者の公的な代表機関である農業委員会系統組織の全国組織です。「農業及び農民の立場を代表する組織として、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与すること」を目的に、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)を根拠法として昭和29年11月1日に設立されました。

地域の行事

アブシバレーって何?!(畔払い)

元々は旧暦の4月15日前後に行われる農作物への害虫除けの行事でした。アブシとは田や畑の畔(あぜ)のこと、バレーはく払う>という意味。

「稲の結実を促進するために除草し、田畑の害虫(イナゴ・バッタ・ネズミ)を取って、芭蕉葉や阿檀葉、食わず芋の葉で包み、小舟にみたくて海に流した。そのおり、ヌルは呪言を唱えた。作物に虫がつくのは悪霊の仕業だとみなされ、海に害虫を流すのは祓(はら)いの物忌み(ムンタガイ)儀礼である。それに、除草・害虫の駆除は、王府よりの勸農の意図もあった。」
風土記社より抜粋

競馬、沖縄角力、棒術、闘牛、芸能を行いました。牛や馬も浜に引きだし、人畜ともに「物忌をする」肥料を担がせたり、山に入ること、針仕事は禁忌とされました。この禁忌を犯したら「ハブに咬まれる」といわれ、「ハーリー鉦がなるまで続けました。これは山留めであり、山の口が開くまで木を切ることも禁じられました。王府でも奨励した行事で王府に近い沖縄本島と周辺離島にひろがっています。現在では、昨年のアブシバレー以降に生まれた赤ちゃんを紹介するお披露目会という感じで継承されているようです。行事は、各部落ごとに特徴があります。由来を知ると、農作物の被害を抑え、豊作を祈った先人の強い願を感じます。時代の流れで行事の内容は変化しましたが、思いは受け継いでいきたいとおもいますよね♪

喜如嘉校区(田嘉里・謝名城・喜如嘉)
・お弁当を注文したり、各班ごとにごちそうを持ちよったりします。
・浜や浜の近くで賑やかに宴を催します。天候があやふやだったので、今年は公民館や個人宅に場所を移し三味線で宴を盛り上げました。
大宜味校区(饒波・大兼久・大宜味・根路銘・上原)
・伝統的なハーリー競漕「かじき」「しいら」「まぐる」の3隻で競いました。
・班長が祭事を行い、初ウーリーで、赤ちゃんのお披露目。
・浜やマールンガーや公民館で宴を催します。
塩屋校区(塩屋・屋古・田港・押川・大保)
・各班で、賑やかな宴を催します。
・塩屋では、お膳いっぱい揚げ豆腐を上納し神様へお供えをします。
・大保では、初ウーリーの家庭では、赤ちゃんのお披露目と妊婦さんの無事出産を祈り、各家庭にごちそうを振るまいます。チーノシルー(豚肉と豚の血で作る汁)を作り公民館で宴を催します。
津波校区(宮城・津波・白浜・江洲)
・各班ごとに公民館で宴を催します。
学事奨励で就学まえのお子さんから高校生を対象に、図書券を贈呈します。

農地法

シリーズ No.4

第一章 総則(定義)
第二章

二 その法人の行う農業に常時従事する者(前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で該当事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。)

ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つている個人

へその法人に農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

畑から大切な土が流れていませんか?

赤土流失怪獣

手間をかけて耕し、肥料を施した畑の土は農業者にとってかけがえのない財産です。皆様の大切な耕土が失われないよう、大宜味村赤土等流出防止対策協議会では緑肥やグリーンベルト資材(ベチバー)を利用した耕土流出防止対策事業を実施しています。本事業は皆様の営農計画に合わせた耕土保全体制の確立が主旨となりますので、耕土流出が気になる方はお気軽にご相談下さい。

連絡先
大宜味村赤土等流出防止対策協議会
担当: 高橋(農業委員会内)
☎ 0980-44-3477



ベチバーを植えました! 土の流出を守ってくれる、強い味方です♪

昨年はひまわりを植えました♪

第15期 第10回総会議題結果報告(平成27年6月25日開催)

議案番号	件名	件数	可・否
議案第22号	農地法第3条の規定による許可申請書について	1件	可
議案第23号	非農地証明について	2件	可

農業委員会活動風景

・執行部会
(6/18)
・農業委員総会
(6/25)



各申請の調査 6/9~6/16
根路銘 宮城保幸委員
喜如嘉 前田貞夫会長
津波 山内典貴委員



宮城保幸委員と農地相談 5/27



宮城保幸委員・中間管理事業担当者
打合せ 5/27



前田会長と農地相談
(祖父の土地を耕作したい) 6/9



米須章委員と新規就農相談
6/19



農作業時の熱中症に注意！！！！

天気予報と
体調をチェック

・急に暑くなる日は要注意です。
・体調不良時は、無理をしないように。

涼しい服装
安全な作業環境

・帽子で日差しを遮り、汗を逃がしやすい
服装で。
・作業はできる限り二人以上で。暑いハウ
スの中は風通し良く。

こまめな水分補給
こまめな休憩

・喉が乾く前に、こまめに水分をとりましょ
う。
こまめに涼しい場所で休みましょ

農家さん紹介コーナー



今月ご紹介する農家さんは、大嶺 愛さん、照屋 冴香さん親子です。
栽培：マンゴー 品種：アーウィン種・キーツ種
面積：約1500坪(ハウス)

愛さんは、先代から引き継いだ農園やハウス4棟を徐々に拡大し、現在の規模にまで大きくしたそうです。その意思を次に引き継ぐのが、娘の冴香さんです。「小学1、2年生の時から、祖父のお手伝いをしていて、とても楽しかったから、迷いもなく農業の道を選びました」と、素敵な笑顔で話してくれました。

2箇所のハウスではボイラーを焚き、アーウィン種は6月頃から出荷しています。丹精を込めたマンゴーとミニマンゴーが、枝もたわわに実っていました。伺った日の、ハウス内の温度は40度！！この暑さなので、キャップをかぶせる作業等は朝の5時から始めるそうです。キーツ種は、お盆の頃の出荷です♪

冴香さんのお子さん2人はまだ小さいので作業している間は、お母さんが見てくれています。

出荷場所は、ファーマーズ・道の駅許田。大宜味村のふるさと納税の御礼品にもなっています。

他の畑では、シークワサー・タルガヨーも栽培しています。

★推薦者：玉城 等農業委員

山城茶園さんで紅茶作り (べにほまれ)



会員さんを対象に、紅茶作り体験を開催しました。

講師は、山城 米子さんです♪

写真では、工程を簡単にご紹介しました。

自分で作った紅茶の味は最高ですよ！

大宜味村の道の駅で販売します♪



紅茶の完成です！



農地中間管理事業

全国農業新聞からのご紹介です



農水省は5月19日、都道府県農地中間管理機構(農地バンク)の実績を公表した。農地の借受希望が積み上がる一方、各県農地バンクは受け手が不明確な農地は管理コストの増大を懸念して簡単には借り受け出来ない状況にあり、そのことが思うように実績が上がらない一つの背景となった。国は2025年に農地の8割を担い手が利用する農業構造を目指す。耕地の4割は中山間地域にある。多くは小区画で不整形な条件不利の状態で、平場の農地だけで目標は実現できない。条件不利地域などの地域の実情に即して借り受ける農地を農地バンクが円滑に管理できるよう、予算措置を含めたリスク軽減対策を講じるべきだ。

農地バンクの業務は、①農地を借り受け②必要な場合は大区画化などの条件整備を行い③担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して貸し付け④その農地を農地として管理することにある。

一方、農業委員会は農地法に基づき毎年度、農地の利用状況を実施し、確認された遊休農地などの所有者に農地バンクなどへ貸し付けるか利用意向調査を行っている。

そこで浮き彫りになっているのは、地域性もあるが、相続登記未完了の共有状態で所有者の所在地などを確認できない農地が増加傾向にあり、農地利用に支障をきたしていることだ。

だが、09年の農地法改正で相続などによる共有農地の場合、所有権の過半を有する者の同意で賃貸借などの設定が可能となり実績もでてきている。

14年改正では、農業委員会の農地の所有者などを確認することができない旨の公示を起点に都道府県知事の裁定で農地中間管理機構が利用権を取得出来るようになってきている。

農地中間管理事業での農地集積推進には、農地所有者などの理解と協力のもと、諸制度を現場の実情に即して運用するため関係機関・団体相互の連携と実践が不可欠だ。

中間管理のリスク軽減措置を

機構の借入・転貸面積の状況(2015年3月末時点)

都道府県	年間集積目標面積 (ha)	機構の借入面積 (ha)	機構の転貸面積 (ha)	うち新規集積面積 (ha)	年間目標に対する新規集積の割合 (%)
全国	149,210	28,822	23,896	7,349	5
沖縄	1,730	17	11	11	1

売買をのぞく



全国農業新聞掲載
H27年6月5日(金)